

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第8版）」の主な変更点

○新型コロナワクチンと学校教育活動について追記（P27）

- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない。
- ・接種を受ける、受けないによって差別やいじめなどが起きることのないように、指導、保護者に対しても理解を求めることを記載。
- ・何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する場合には個人情報としての取扱いに留意することを記載。

○消毒の合理化（P19）

- ・大勢がよく手を触れる箇所の1日1回以上の清掃・消毒について、1日1回程度に変更。また、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれを代替できることや、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合は省略も可能であることを記載。

○オミクロン株にかかる学校休業等取扱い（P35、P37）

- ・令和4年1月27日付け事務連絡「オミクロン株の流行状況を踏まえた、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合等の対応について」を踏まえた運用を記載。